

教育訓練給付制度がご利用いただけます

弘前病院附属看護学校は、平成28年4月1日より「専門実践教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座」として教育訓練給付制度をご利用いただけます。

※平成30年1月から受講開始される方の支給対象者及び、支給額が拡充されました。

教育訓練給付とは

労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部をハローワークから支給する雇用保険の給付制度です。

給付を受けることができる方

受講開始日において一般被保険者(在職者)又は一般被保険者であった者(離職者)のうち一般被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日)以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が3年以上あるもの。(ただし、初めて教育訓練給付金を受けようとする場合は支給要件期間が2年以上あれば要件を満たす)

※支給要件期間とは…受講開始日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者として雇用された期間をいいます。

給付額

本校に支払った教育訓練経費(入学金・授業料対象)の50%に相当する額がハローワークから支給されます(年間上限40万円・3年間上限120万円)。また、看護師国家試験資格を取得し、受講修了日の翌日から起算して1年以内に一般被保険者として雇用された場合又は雇用されている場合、教育訓練経費の20%に相当する額を追加して支給されます。

※受講開始時に45歳未満で離職しているなど、一定の条件を満たす場合には、訓練受講をさらに支援するため「教育訓練支援給付金」が支給されます。支給申請の詳細についてはお住まいの地域を管轄するハローワークにご確認ください。 ※本校の教育訓練経費とは、入学金と授業料(3年間)が対象となります。

申請手続き 申請場所:申請者本人の住所を管轄するハローワーク

受講開始日の1ヶ月前までに申請者本人の住所を管轄するハローワークに申請します。

※やむを得ない理由があると認められない限り代理人又は郵送によって行うことはできません。その場合はハローワークへお問い合わせください。

①訓練対応キャリア・コンサルタントによる訓練前キャリア・コンサルティングで就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブ・カードの交付を受ける

※在職者の場合、訓練前キャリア・コンサルティングを受けず勤務先の雇用保険の適用事業所の事業主が専門実践教育訓練を受講することを承認したことを証明する書類を提出することも可能。ハローワークにお問い合わせください。

②ハローワークにて配布される「教育訓練給付金及び教育訓練支給給金受給資格確認票」とジョブ・カードをハローワークへ提出する。

詳しい内容は、インターネットより教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）を検索し、厚生労働省ホームページにてご覧ください。

受講希望の方は、ハローワークでの申込前に本校へご連絡ください。内容等の説明を致します。また、ご自身の受給資格の有無や内容等は必ずハローワークにて確認してください。

弘前病院附属看護学校

電話：0172-32-7771（平日15時まで：教育訓練給付担当事務）

メール：106-Kangaku@mail.hosp.go.jp

（必ず氏名・連絡先を記入し本校からのメールを受信できるようにしてください。）